

居宅訪問型児童発達支援事業

1. 事業内容・目的

人工呼吸器を常時使用しているなどの理由で、外出が困難な就学前の重症心身障害児や医療的ケア児に対して、保育士等がご自宅を訪問して療育を提供する事業です。様々な遊びを通して、子どもさんの心身の健やかな成長及び発達を支援します。

2. 対象者

常時人工呼吸器を使用しているなどの理由により、日常的に外出することが困難な就学前の重症心身障害児や医療的ケア児

- ・利用をご希望の方は、つつじ教室より組または相談部門にご相談ください。また、対象となるかどうか迷う場合は、お気軽にご相談ください。
- ・利用には市町村が交付する障害児通所受給者証が必要です。お持ちでない方は、市役所障害福祉課へ申請してください。

3. 訪問日時・頻度

- ・それぞれのご家庭のご要望に合わせて、1回/週から1回/月で設定します。
(火曜日から金曜日)
- ・一回の訪問は1時間から1時間半程度です。
- ・基本的に、訪問日時は同じ曜日同じ時間帯となります。
(例：水曜日 14：00から15：00)

4. 利用料

1. 満3歳になってから初めての4月1日から無料
2. 上記以外は、厚生労働大臣の定める金額の1割負担（負担額の上限あり）

5. 訪問スタッフ

保育士・理学療法士または看護師

6. 訪問範囲

豊橋市こども発達センターから半径10Km以内

7. 療育目標

- ・いろいろな活動を通して、より子どもらしいが経験ができるようにする。
- ・保護者と子どもと一緒に楽しんで遊ぶ経験を増やす。
- ・季節の変化を楽しみ、在宅生活をより豊かなものにする。

8. 支援の内容

(1) 居宅訪問型児童発達支援計画の作成

(2) 基本事業

(ア) 保育の提供

身体状況や発達段階に配慮しながら、様々な遊びを提供します。

(イ) 各種相談

医療・福祉・生活の相談等を行います。

9. 活動及び日課（基本的な例）

(1) 健康チェック

(2) はじまりの会

(3) 今月の歌

(4) ふれあい体操

(5) 主活動（ふれあい遊び・感覚・運動遊び・音楽遊びなど）

(6) おわりの会

豊橋市こども発達センター

豊橋市中野町字中原100番地

電話：0532（39）9200